

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	799,988
優先株式	25,000
計	824,988

(注)1 定款での定めは、次のとおりであります。

当社の発行する株式総数は、824,988株とし、このうち普通株式は799,988株、優先株式は25,000株とする。ただし、優先株式について普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

2 優先株式の内容は、次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(株主には実質株主を含む。以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき5,000円を上限として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭により配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日において、に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。

##### 非累積事項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当を行わない。

##### 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を上限として、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、のほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配する残余財産と同額の残余財産を分配する。

#### (3) 優先株式の取得

当社は、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じた日に、優先株式の全部又は一部を当該優先株式に係る払込金額と同額の金銭と引換えに取得することができる。ただし、残存する優先株式の一部を取得するときは、抽選その他の方法に従う。

#### (4) 優先株式の取得請求権

優先株主は、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間中、当社に対し、優先株式に係る払込金額相当額をその取得の日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(以下「請求取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式と引換えに、当該優先株主から優先株式を取得することを請求することができる。ただし、請求取得価額の算出においては小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとする。この場合、請求取得価額が当該優先株式の発行に際して取締役会で定める上限取得価額を上回るときには優先株式に係る払込金額相当額を上限取得価額で、下限取得価額を下回るときには優先株式に係る払込金額相当額を下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合の処理は、会社法第234条に従う。

(5) 優先株式の一斉取得

(4) に定める取得請求権を行使することができる期間中に取得請求権の行使のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日以降の取締役会で定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が優先株式に係る払込金額相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。ただし、一斉取得価額の算出においては小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとする。この場合、一斉取得価額が当該優先株式の発行に際して取締役会で定める上限取得価額を上回るときには優先株式に係る払込金額相当額を上限取得価額で、下限取得価額を下回るときには優先株式に係る払込金額相当額を下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合の処理は、会社法第234条に従う。

(6) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会の時から、かかる議案が当該定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで、議決権を有する。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （注） （平成19年12月27日）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	289,623	289,728	ジャスダック証券取引所	
計	289,623	289,728		

（注） 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。  
株主総会の特別決議（平成14年6月27日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	220	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	660(注)1	612(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91,572(注)1,2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1,2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 平成15年12月1日の第三者割当増資に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々91,572円、45,786円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(休職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

(4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

## 株主総会の特別決議（平成15年6月27日）

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	1,177	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,531（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	183,575（注）1,2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 （注）1,2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- （注）1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々183,575円、91,788円に調整され、また付与株式数も調整されております。
- 2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。
- 3 行使条件は次のとおりであります。
- <付与対象者が取締役の場合>
- （1）対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- （2）前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- （3）対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。
- <付与対象者が従業員の場合>
- （1）対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- （2）前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（休職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- （3）前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- （4）対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

## 株主総会の特別決議（平成16年6月29日）

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	1,168	1,142
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,504（注）1	3,426（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	172,000（注）1,2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成22年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 （注）1,2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- （1）対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- （2）前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- （3）対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- （1）対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- （2）前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（休職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- （3）前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- （4）対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

## 株主総会の特別決議（平成17年6月29日）

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	156,900（注）1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成25年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 156,900 資本組入額 78,450 （注）1, 2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

2 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- （1）対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- （2）前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- （3）対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- （1）対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- （2）前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（休職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- （3）前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- （4）対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権  
株式会社JIMOSの臨時株主総会の特別決議（平成14年6月11日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	38(注)1,5,8	28(注)1,5,8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400.14(注)1,5,8	294.84(注)1,5,8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,988(注)2,6,9	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月12日～ 平成20年6月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,988 資本組入額 18,994	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3,4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注)1 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。
- 2 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は133,334円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は133,334円、資本組入額は66,667円となっております。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 4 その他の条件については、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 5 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は9株であります。
- 6 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は44,445円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は44,445円、資本組入額は22,223円となっております。
- 7 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 8 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は10.53株であります。
- 9 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は37,988円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は37,988円、資本組入額は18,994円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権  
株式会社JIMOSの臨時株主総会の特別決議（平成14年12月27日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	211(注)1,5,8	142(注)1,5,8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,221.83(注)1,5,8	1,495.26(注)1,5,8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,980(注)2,6,9	同左
新株予約権の行使期間	平成16年12月28日～ 平成20年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,980 資本組入額 28,490	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3,4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注)1 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。
- 2 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は200,000円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は200,000円、資本組入額は100,000円となっております。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 4 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社取締役、使用人との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 5 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は9株であります。
- 6 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は66,666円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は66,666円、資本組入額は33,333円となっております。
- 7 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。
- 8 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は10.53株であります。
- 9 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は56,980円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は56,980円、資本組入額は28,490円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権  
株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,590(注)4	1,550(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,860.3(注)4	1,813.5(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	238,462(注)5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 238,462 資本組入額 119,231	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1,2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。

3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。

4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。

5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は238,462円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は238,462円、資本組入額は119,231円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権  
株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	460(注)4	450(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	538.2(注)4	526.5(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	372,124(注)5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 372,124 資本組入額 186,062	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1,2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。

3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。

4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。

5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は372,124円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は372,124円、資本組入額は186,062円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権  
株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	159(注)4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	186.03(注)4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	189,853(注)5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日～ 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 189,853 資本組入額 94,927	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1,2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。

3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。

4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。

5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は189,853円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は189,853円、資本組入額は94,927円となっております。

株主総会の特別決議（平成19年6月29日）

当社株券等の取得や買収提案等への対応策として、平成19年6月29日開催の当社定時株主総会での決議を経て、当該対応策の一環として、新株予約権の無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成19年4月1日 ～ 平成19年9月30日 (注)	株	株	千円	千円	千円	千円	
		289,623		5,503,317	10,669,203	1,375,829	

(注) 平成19年3月期に生じた欠損の補填と配当原資の確保、及び今後の機動的な資本政策に備えることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
		株	%
小村 富士夫	東京都港区	32,303	11.15
堀 主知口パート	東京都港区	26,854	9.27
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8-4-17	25,300	8.73
オムロン株式会社	東京都港区虎ノ門3-4-10	10,800	3.72
バイエリッシュフェラインスバンクアーゲーカスタマーアカウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AM SEDERAHAGER 5, MUNICH, F.R. GERMANY (東京都千代田区丸の内2-7-1)	10,000	3.45
岩井 陽介	東京都港区	8,616	2.97
株式会社らうむず	大阪市中央区高麗橋4-6-14	8,043	2.77
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	7,500	2.58
株式会社イマジカ・ロボットホールディングス	大阪市北区同心1-8-14	7,050	2.43
立石 知雄	京都市上京区	3,704	1.27
計		140,170	48.4

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 289,623	289,578	
単元未満株式			
発行済株式総数	289,623		
総株主の議決権		289,578	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が45株含まれております。ただし、当該株式は議決権の数(個)には含まれておりません。

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	57,700	58,400	53,700	50,700	46,400	42,200
最低(円)	48,600	43,300	45,000	41,200	38,000	30,200

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。